

**インドネシア共和国
市民社会の参加による
コミュニティ開発プロジェクト
実施協議報告書**

平成16年1月
(2004年)

独立行政法人 国際協力機構
社会開発協力部

社 協 一
JR
04-002

序 文

インドネシア共和国では、1997年のアジア通貨危機を契機に経済状況が急速に悪化し、社会不安、貧困層の拡大を引き起こした。1999年には、34年に及ぶスハルト政権が崩壊した。2001年に発足したメガワティ政権によって、改革と民主化の流れがようやく始まったところである。

民主化の流れのなかで、インドネシア共和国の開発のあり方も変化している。従来、中央政府主導のトップダウン方式だったものが、地方のイニシアティブを重視した地方分権型、更には住民参加を主体とするボトムアップ型へ移行しつつある。行政が実施する開発事業へのNGO、NPOの参加が目立って増えてきている。政府はNGO、NPOを支援するための法整備を進めてきたが、このことは同時に、NGO、NPOに対して新たな能力と体制を求めることでもあった。しかし、現在のNGO、NPOなどの住民組織には、まだそれだけの組織力は備わっていない。

それは政府側も同じである。住民組織を育てるだけの人材、能力が不足しており、両者間の連携は、制度的にも、実態としても未発達といわざるを得ない。

JICAでは、通貨危機後の状況を改善するために、開発福祉支援事業を行ってきた。これは現地NGO、NPOと連携した住民参加型事業である。インドネシア共和国政府はこれに着目した。JICAが行ってきた開発手法を全国に広げ、住民組織との連携システムを構築するための技術協力プロジェクトを要請してきたのである。

この要請に対してJICAは、2003年7月に事前評価を行い、プロジェクトの必要性を確認し、同年9月から11月の期間、立ち上げ専門家を派遣した。そして2003年12月22日、討議議事録(R/D)の署名・交換を行った。

この本報告書は、この間の経緯や調査結果ををとりまとめたものであり、今後のプロジェクトの展開に大いに活用されることを願うものである。

最後に、今回の調査にご協力いただいた内外関係各機関に心よりおを礼申し上げ、一層のご支援をお願いする次第である。

平成16年1月

独立行政法人 国際協力機構
理事 松岡 和久

目 次

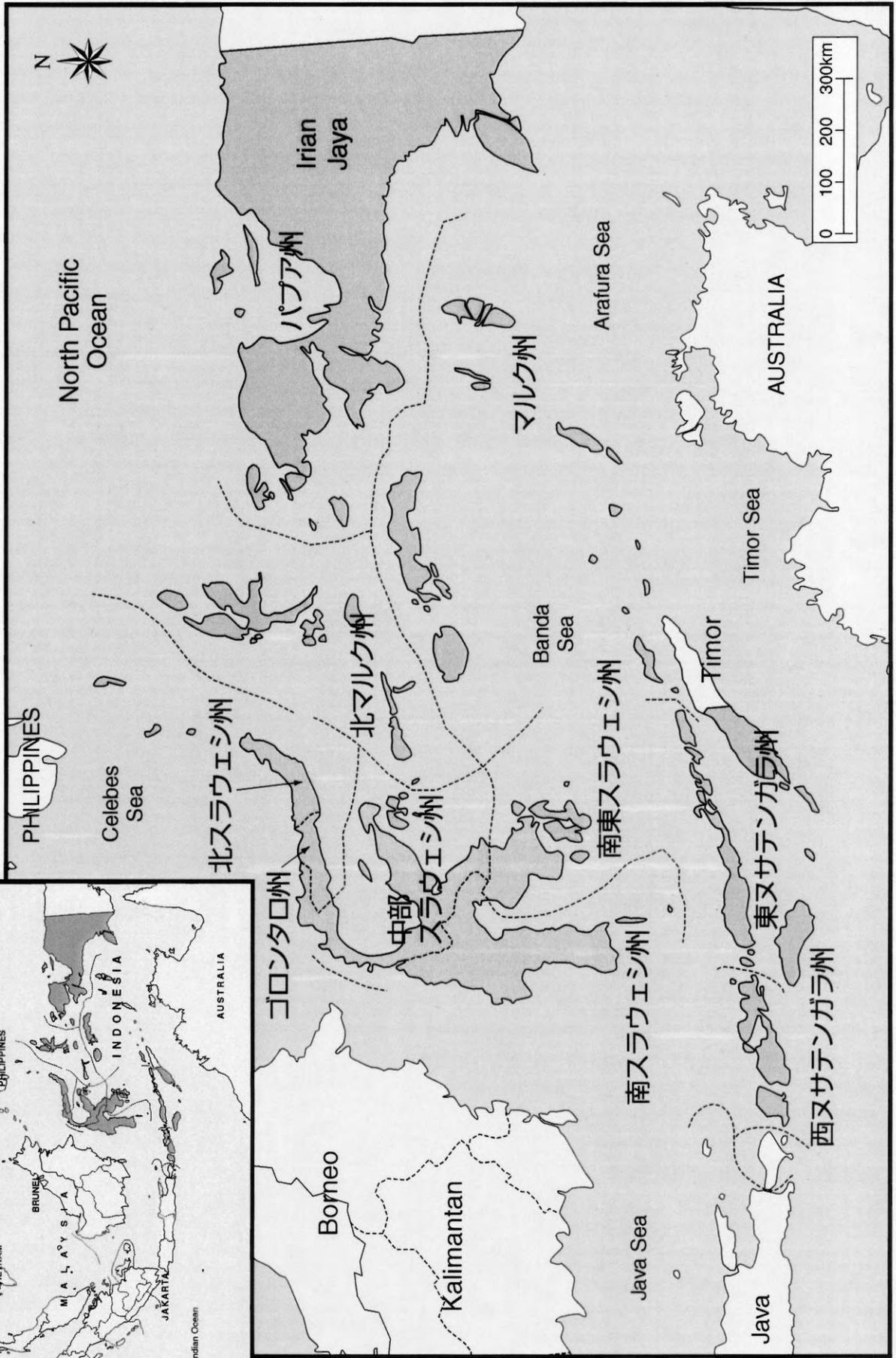
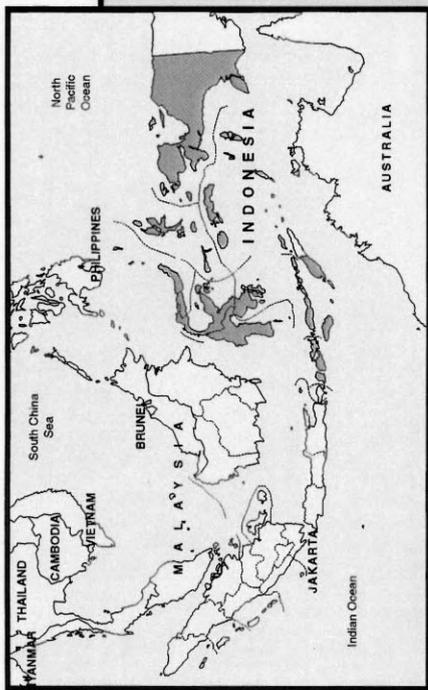
序 文
目 次
略語表
地 図
写 真

第1章 要請の背景	1
第2章 調査・協議の経過と概略	3
2-1 プロジェクト形成の経過と概略	3
2-2 R/Dの署名及び要約	4
第3章 プロジェクト実施上の留意点	13
第4章 事前評価表	15
付属資料	
1. 事前評価調査概要	27
2. 立ち上げ専門家活動概要	113
3. Records of Discussion (R/D)	188
4. Minutes of Meeting (M/M)	201
5. 国家コミュニティー開発政策協議委員会 (BAPPENAS 大臣令)	217

略語表

ACCES	：オーストラリアコミュニティー開発・市民社会強化スキーム
APBD	：地方開発予算配分
APBN	：国家開発予算配分
AusAID	：オーストラリア国際開発庁
BANGDA	：内務省地域開発総局
BAPPEDA	：州開発計画局
BAPPENAS	：国家開発企画庁
CBO	：住民組織
CEP	：コミュニティー・エンパワーメント・プログラム
CIDA	：カナダ国際開発庁
C／P	：カウンターパート
CSO	：シビル・ソサエティー・オーガナイゼーション
DfID	：(イギリス) 国際開発省
GHBN	：国策大綱
IPB	：ボゴール農科大学
JBIC	：国際協力銀行
JCC	：合同調整委員会
KPSD	：国家開発企画庁インターセクター地域開発協力局
KSM	：社会・市民活動グループ
LPSM	：社会開発・市民自助組織
LSM	：社会・市民自助組織
MOHA	：内務省
ODA	：政府開発援助
OJT	：実地訓練
P2D	：地方インフラ整備事業
PCM	：プロジェクト・サイクル・マネージメント
PDM	：プロジェクト・デザイン・マトリックス
PKPM	：市民社会の参加によるコミュニティー開発
PMD	：内務省村落開発総局
PO	：活動計画
POKJA	：ワーキンググループ

PPA	：参加型貧困分析
PPK	：郡開発プログラム
PROPEDA	：地域開発5か年計画（あるいは中期計画）
PROPENAS	：国家開発計画法
PRSP	：貧困削減戦略
R / D	：討議議事録
SAS	：小規模活動スキーム
SETNEG	：国家官房庁
SK	：業務分掌決定書
TOR	：業務指示書
UNDP	：国連開発計画
USAID	：米国国際開発庁



事前評価調査（協議・ワークショップ）



国家開発計画庁
(2003年7月、ジャカルタにて)



ワークショップ (2) クパン



ミニッツ署名



ワークショップ (3) ゴロンタロ



ワークショップ (1) マカッサル



最終セミナー：ジャカルタ

コミュニティー・NGOからのヒアリング



南スラウェシ州



クパン



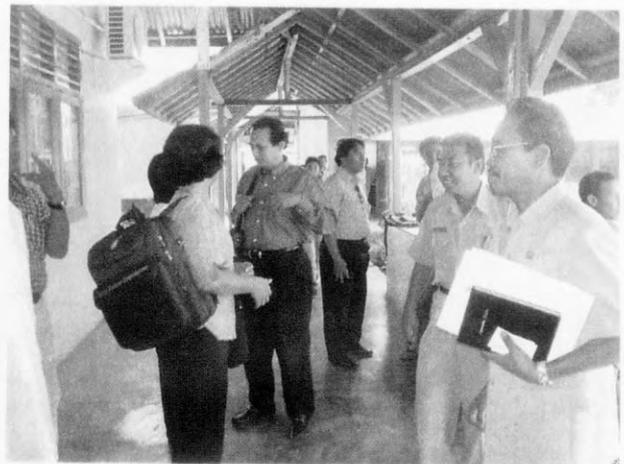
タカール県



ゴロンタロ



クパン



ゴロンタロ

立ち上げ専門家（ワークショップ・セミナー）



PCMワークショップ (1)



最終セミナー (1)



PCMワークショップ (2)



最終セミナー (2)



PCMワークショップ



R/D署名

第1章 要請の背景

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」と記す）では1997年のアジア通貨危機を契機に、急速に経済状況が悪化し、社会不安、貧困層の拡大を引き起こした（1998年には経済成長率マイナス13%）。1998年には、34年間に及ぶスハルト政権が崩壊し、アジア通貨危機の混乱からの回復に向けて新たな出発が始まり、2001年には、メガワティ大統領が就任し、同大統領率いる新政権の下、憲法改正を含む改革と民主化に向けての具体的な国家開発への取り組みが開始された。

同時に民主化に向けたプロセスのなかで、インドネシアにおける開発のあり方や手法も、従来の中央政府主導のトップダウン型から、地方のイニシアティブを重視した地方分権型、更に住民参加を主体とするボトムアップ型の開発へと移行しつつあり、行政が実施する開発事業へのNGO、NPOの参加が顕著に増えてきた。それまでのスハルト体制の下では、本来ボトムアップ型の開発を担う組織としてのNGO、NPOは、「住民組織設立自由法」に基づき、設立は可能であったものの、政府が実施する開発事業に動員されたり、内務省（MOHA）による政治活動の取り締まりの対象であったり、主体的に活動する地位が確立されていなかった。

NGO、NPOの開発事業への参加を助長する背景として、各国ドナーの援助や支援の傾向が民主化・住民エンパワーメントに資する市民社会の構築に重点を置いた戦略へと変化していること、参加型コミュニティー開発の主流化や前述の通貨危機で実施されたソーシャル・セーフティネット（社会的弱者支援）・プログラムにインドネシア政府・ドナーが積極的にNGO、NPOを活用し、NGO、NPOが住民と行政の接点となって活躍したことが高く評価されていることなどが考えられる。

このような状況にかんがみ、インドネシアの国家開発計画法（PROPENAS：2000～2004年、法律25号／2000年）のなかで、行政、開発、社会サービスを推進する行政プロセス（計画、実施、モニタリング、評価、監督など）における、国内NGO、NPOをはじめとする住民組織（Community Based Organization：CBO¹）の参加促進と、そのための住民組織の能力向上を推進する「NGO組織強化プログラム」が法令化された。このプログラムの内容は、①地方のNGO組織の政策分析、公共施設管理、財政管理、コミュニケーションの能力向上、②市民、NGO組織、産業界、地方政府との意思疎通の促進、③大学やその他の機関との協力により政策の分析を推進し、組織体制の改革への参加メカニズムを確立しよう、というものである。

さらに、インドネシア政府は、2002年8月にYayasan法（財団法、法律16号／2002年）を制定し、開発事業の担い手としてのNGO、NPOの行政における位置づけを明確にし、市民社会の参加による国家開発の実現に向けて取り組んでいる。しかし、Yayasan法によって組織運営の健

1. 本プロジェクトでは、インドネシア側との協議に基づき、NGO、NPOに限定せず、大学、研究機関、慣習組織、宗教組織を含む開発事業に携わる組織を対象として、「住民組織（CBO）」と総称することとした。

全化が求められ、更にソーシャル・セーフティーネット・プログラムのような短期緊急的なものから中長期的な開発アプローチがとられるようになり、NGO、NPOもこのような新たなニーズに対応する能力、体制が求められるようになったが、NGO、NPO等CBOの能力、組織力は必ずしも十分とはいえない。

政府の側においても、CBOの参加を促し、能力向上を促進する人材、能力は不足しており、両者間の連携、ネットワークも、制度的にも未発達であり、実態としても十分には機能していない状態にある。また、中央、地方を問わず、長い間のトップダウン型の開発体制の影響により、両者の間には信頼関係が十分には構築されていないため、政府側はこれらの住民レベルの活動及びニーズを把握できていない。さらに、中央政府による天然資源等の独占、中央主導による開発体制により、地方政府が中央政府に対する不信感を抱いてきたことから、地方政府から中央政府に地域の状況、情報が報告されることもなく、地方の住民組織のニーズ、事情が中央政府の政策やプロジェクト及びプログラムへ適切に反映されることはなかった。

こうした状況の下、JICAでは、アジア通貨危機後の状況を改善するための対応策として行われた開発福祉支援事業等〔これらNGO、NPOとの連携による事業をコミュニティー・エンパワメント・プログラム（Community Empowerment Program：CEP）と総称している〕により、現地NGO、NPOと連携した住民参加型事業を実施しており、評価を得ていた。

インドネシア政府は、このようなJICAの活動に着目し、同様のプログラムを通じ、国内各地のCBOの対話により、それらCBOの参加及び連携のシステムを構築し、能力向上を目的とするプログラムを「市民社会の参加によるコミュニティー開発プロジェクト」として形成し、その取り組みを支援する技術協力プロジェクトを要請してきた。

第2章 調査・協議の経過と概略

2-1 プロジェクト形成の経過と概略

本プロジェクト形成にあたり、以下の調査団、立ち上げ専門家を派遣した。

- ・事前評価調査 2003年7月13日～8月9日
- ・立ち上げ専門家 2003年9月17日～11月15日

各調査の概略は以下のとおりである（以下、派遣者の所属機関・役職は派遣当時）。

●事前評価調査

期 間	2003年7月13日～8月9日		
氏名・所属	総 括 コミュニティー開発政策 協力企画	末森 満 西田 基行 鹿野 綾	国際協力事業団 社会開発協力部 部長 国際協力事業団 社会開発協力部 社会開発協力第一課 特別 嘱託 国際協力事業団 社会開発協力部 社会開発協力第一課 職員
派遣の目的	<ol style="list-style-type: none"> 1) 要請内容、背景の確認 2) プロジェクト実施の必要性及び妥当性の確認 3) プロジェクトのフレームワークの確認 4) インドネシア側実施体制及び負担事項の確認 5) インドネシア側におけるコミュニティー開発、NGO連携の現状把握 		
調査結果概略	<ol style="list-style-type: none"> 1) プロジェクトの要請内容及び背景を確認するとともに、プロジェクトの妥当性、必要性について、中央政府、地方政府、プロジェクト関連住民組織（CBO）、ドナーから幅広く意見聴取し、確認を行った。 2) また、プロジェクトの基本概念について協議するとともに、カウンターパート（C/P）と想定している国家開発企画庁（BAPPENAS）及び協力機関の国家官房庁（SETNEG）とともに、地方政府、CBOとの意見交換を行った。 3) BAPPENASを中心とする中央政府レベルの実施体制、負担事項（人員及び予算）について協議及び確認を行った。 4) ローカルコンサルタントに委託し、インドネシアのコミュニティー開発、NGO連携について現状調査を行った。 		

●立ち上げ専門家

期 間	2003年9月17日～11月15日		
氏名・所属	コミュニティー開発政策：準備調査	西田 基行	独立行政法人 国際協力機構 社会開発協力部 社会開発協力第一課 特別嘱託 (派遣当初は国際協力事業団)

派遣の目的	1) コミュニティー開発モデルメカニズム概要の確定（詳細は付属資料2．参照） 2) プロジェクトの実施体制、日本側・インドネシア側投入計画の確認 3) パイロットプロジェクト規模及び選定基準の協議、選定のための基礎調査 4) グッドプラクティス及びモデルメカニズムの政策へのフィードバック・普及方法についての協議 5) プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）の成果指標についてのベースライン調査 6) R／D（案）についての協議 7) プロジェクト実施準備
調査結果概略	1) 中央及び地方政府関係者、CBOを対象に、プロジェクト・サイクル・マネージメント（PCM）ワークショップを実施し、プロジェクト計画を策定し、PDMに取りまとめた。 2) プロジェクトの実施体制、プロジェクト開始までのスケジュール等について協議した。 3) プロジェクト基本計画（開始時期、日本側投入、インドネシア側投入、プロジェクト実施体制等）について協議し、初年度のインドネシア側負担予算の計上を促進した。 4) ローカルコンサルタントに委託し、パイロット事業対象地域選定のため、地方政府の行政能力、CBOの能力、コミュニティー開発及びCBO連携の現状について調査を行った（調査が予定期間中に完了せず、対象地域の選定は、プロジェクト開始後、調査結果を基に決定することとなった）。 5) R／D（案）、PDM（案）、活動計画（PO）（案）について協議した。

2-2 R／Dの署名及び要約

事前調査での検討結果を踏まえ、2003年12月22日にBAPPENAS副長官（副大臣）及びJICAインドネシア事務所所長がR／D、討議議事録覚書（M／M）に取りまとめ、署名・交換を行った（付属資料3、4参照）。

これらにより合意されたプロジェクトの概要は、以下のとおりである。

(1) プロジェクト名称

市民社会の参加によるコミュニティー開発プロジェクト

英文名称 : Community Empowerment Program with Civil Society

インドネシア語名称: Pembangunan Kemitraan untuk Pemberdayaan Masyarakat（PKPM）

(2) 目 標

・上位目標

「参加型のコミュニティー開発の政策及びプロジェクト、プログラム²が形成、実施される」

具体的には、本プロジェクトを通じ、「中央政府、地方政府、CBOの連携」が改善された「コミュニティー開発事業モデル」が定着することにより、住民のニーズ、実情をCBOが把握し、地方政府、更に中央政府の行政プロセスへ関与して、意見表明する機会が拡大していくことが想定されている（政府側からすると、参加の機会を設け、意見聴聞す

2. プロジェクト、プログラム:実際に実施される参加型コミュニティー開発事業。インドネシアではプログラムは複数のプロジェクトを含むものであり、両方を併記することとした。

る)。この結果、コミュニティー開発分野の政策、プロジェクト及びプログラムが参加型で形成されることとなる。

・プロジェクト目標

「コミュニティー開発事業モデル(解説1)」における、BAPPENAS 及び関係機関、パイロット事業対象地方政府、プロジェクト関連 CBO との連携が改善される。

解説1：コミュニティー開発事業モデル

JICA の実施してきたコミュニティー・エンパワーメント・プログラム (CEP) 及びインドネシアのコミュニティー開発事業を基に、「中央政府、地方政府、CBO の連携」を主眼に置き、プロジェクトで試行的に形成するコミュニティー開発事業モデル。コミュニティー開発事業における、案件形成・審査から評価・モニタリングの一連のプロセスにおいて、BAPPENAS を中心とする中央政府、地方政府、CBO がどのように関与していくかについての制度の模範例。ただし、画一的に全地域同一モデルの形成をめざすのではなく、各地域のニーズ及び事情に応じた形のモデルとし、その形成及び改善プロセスも含めたモデルとする。

中央政府、地方政府、CBO が、各々の役割を再定義したうえで、パイロット事業において上記の一連のプロセスを共同で実施していくことにより、「コミュニティー開発事業」における行政と CBO の連携が構築され、改善されていくことを目標とする。また、CBO の参加型開発手法の改善、より幅広い事例に基づいて「モデル」を改善していくためのグッドプラクティス調査をパイロット事業実施に併せて実施する。

プロジェクト終了後は、パイロット事業対象地域では、構築された連携システムを通して、コミュニティー開発事業が運営される。また、対象地域外の州政府及び CBO も、パイロット事業のモニタリング、評価や参加型開発手法のセミナー、研修、参加型コミュニティー開発のグッドプラクティス調査等、本プロジェクトの実施プロセスに参加しているため、中央政府の支援により、地域に合ったモデルを形成、運用していくことが見込まれる。

この事業モデルには、以下の連携が含まれる(図1 プロジェクト概念図参照)。

・中央 (BAPPENAS 等中央省庁、全国レベルの CBO) と地方 (州政府、州レベルの CBO) :

中央 (BAPPENAS 等中央省庁、全国レベルの CBO) と地方 (州政府、州レベルの CBO) とが連携し、州レベルの活動のモニタリング、評価、助言を通じ、両者間での情報共有及び対話、中央へのフィードバックを行っていくことで、地方のニーズに合ったコミュニティー開発事業運営が行われる。

・州と CBO の連携:

州政府と州レベルの CBO (州で活動する CBO の連合体) が連携して、パイロット事業を実施する。

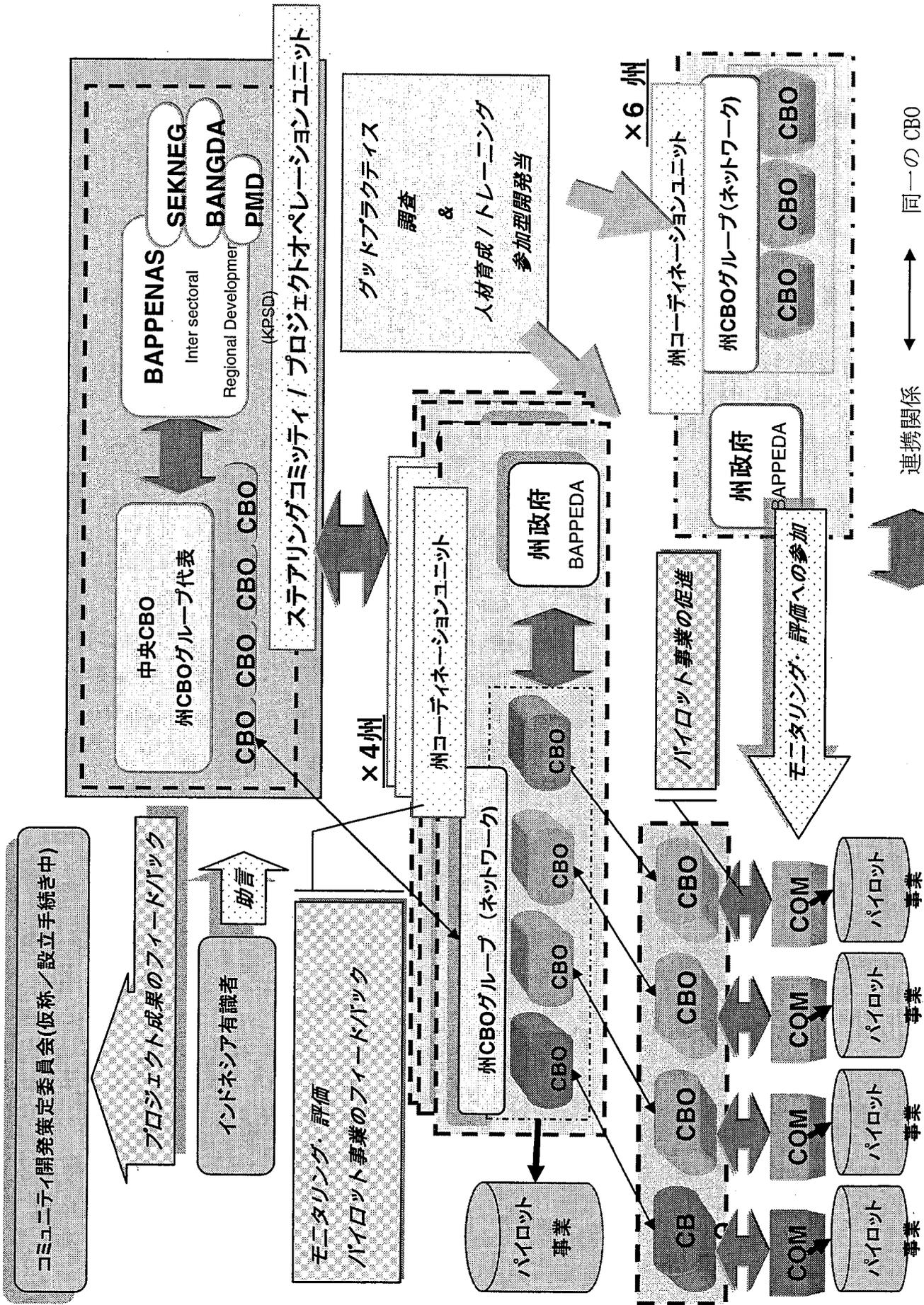


図1 プロジェクト概念図

・村と CBO の連携：

上記パイロット事業が実施されるサイトにおける、事業のファシリテーターとしての CBO（単体：州レベルの CBO の構成員）と対象行政村との連携。

(3) プロジェクト活動

本プロジェクトは、①研修及びセミナーによる「コミュニティー開発」「参加型開発」等に対する理解促進（人材育成）、②パイロット事業実施、③パイロット事業にとどまらず、幅広く事例を収集、分析するための他ドナー等の調査（グッドプラクティス調査）の3つの主要なコンポーネントを含んでいる。

1) 人材育成：コミュニティー開発、参加型開発、NGO/NPO マネージメント等

活動 1-1 BAPPENAS 及び関連中央行政機関、パイロット事業対象地方政府、CBO の人員に対し、参加型手法のセミナー、ワークショップを実施する。

活動 1-2 BAPPENAS 及び関連中央行政機関、パイロット事業対象（解説 2）地方政府、CBO の人員に対し、(JICA で実施された) CEP 及びその他のコミュニティー開発関連プロジェクトについての理解を促進する。

2) パイロット事業実施

活動 2-1 「コミュニティー開発事業モデル」のパイロット事業実施のための準備。

活動 2-1-1 「コミュニティー開発事業モデル」形成のための基礎調査を行う。

活動 2-1-2 「コミュニティー開発事業モデル」のパイロット事業を形成する。

活動 2-1-3 事業実施に必要なガイドライン及びマニュアルを作成する。

活動 2-1-4 上記事業に関する説明及び広報のためのセミナー、ワークショップを開催する。

活動 2-1-5 関係者に対するパイロット事業の広報活動を行う。

活動 2-2 上記事業モデルに基づくパイロット事業の実施(案件形成、選定からモニタリング、評価までを含む)。

活動 2-2-1 パイロット事業を実施する。

活動 2-2-2 パイロット事業の実施に必要なセミナー、トレーニング及びワークショップを開催する。

活動 2-2-3 パイロット事業のモニタリング、評価を実施する。

- 活動 2-3 パイロット事業の検証と修正。
- 活動 2-3-1 パイロット事業の結果を評価する。
- 活動 2-3-2 評価結果に基づき、ガイドライン、マニュアルを含む上記モデルを修正する。

3) グッドプラクティス調査

パイロット事業及び他の関連プロジェクトのグッドプラクティスの調査・分析

- 活動 3-1 上記パイロット事業の実施を通じて蓄積されたグッドプラクティス及びモデルを分析する。
- 活動 3-2 他ドナーを含む他の関連プロジェクトのグッドプラクティス(解説3)及びモデルを調査、分析する。
- 活動 3-3 上記分析結果をコミュニティ開発政策、プロジェクト、プログラムへフィードバックする。
- 活動 3-4 本プロジェクト終了後のモデルの活用に向けての戦略策定について助言を行う。

解説 2：パイロット事業

「コミュニティ開発事業モデル」を具体的に実施するパイロット事業。各パイロットプロジェクト州で、3、4件実施する（小規模のパイロット事業は、1件当たり1、2行政村、州レベルの比較的大規模なものは3、4村を対象としたものを想定）。分野は基礎教育、基礎保健、生計向上、基礎生活基盤整備（簡易なインフラ）を対象とする。

解説 3：グッドプラクティス

参加型開発手法、CBOと政府の連携に関し、先例的な事例を有するコミュニティ開発事業。

(4) プロジェクト実施機関

- プロジェクト監督機関 ： 国家開発企画庁（BAPPENAS）
- プロジェクト実施機関 ： 国家開発企画庁インターセクター地域開発協力局（KPSD）
- プロジェクト関係機関 ： 国家開発企画庁（BAPPENAS）
 国家官房庁（SETNEG）
 内務省地域開発総局（BANGDA）
 内務省村落開発総局（PMD）

(5) 協力期間

2004年1月1日から3年間

(6) 対象地域

1) 対象地域：東部インドネシア 10 州

南スラウェシ州、中部スラウェシ州、南東スラウェシ州、北スラウェシ州、ゴロンタロ州、西ヌサテンガラ州、東ヌサテンガラ州、マルク州、北マルク州、パプア州

2) パイロット事業実施地域

プロジェクト実施地域 10 州のうち 4 州を、立ち上げ専門家の実施した調査（地方政府及び CBO の能力、地域経済状況調査）を基に、プロジェクト開始後、プロジェクト関係者と協議のうえ決定する。残りの 6 州は、コミュニティー開発及び参加型開発の研修及びセミナー、同パイロット事業のモニタリング及び評価、コミュニティー開発事業の事例調査（グッドプラクティス調査）に参加する。

(7) 実施体制

1) 中央レベル

BAPPENAS の地方分権・地域開発担当副大臣がプロジェクトの総括責任者（プロジェクトディレクター）としてプロジェクトに係る全責任をもち、その指揮の下、KPSD 局長をプロジェクトマネージャーとする体制で、プロジェクトを運営する（図 2 BAPPENAS 組織図参照）。

また、本プロジェクトの実施にあたって、BAPPENAS は、コミュニティー開発に関連する省庁から成るプロジェクトユニットを設立している。具体的には、CBO（NGO）所掌及び対外援助窓口機関である SETNEG、地方分権化の推進、地域開発及びコミュニティー開発の実施機関である BANGDA、PMD を含めた協力体制を構築することとなった。

さらに、プロジェクトの上位機関としては、プロジェクトの成果を国家政策へ反映させるため、BAPPENAS 長官が、プロジェクト開始に合わせて、BAPPENAS 及び SETNEG の副大臣（副長官）、PMD 及び BANGDA の総局長によって構成される「コミュニティー開発政策策定支援委員会」を発足させる予定である。この委員会は、①プロジェクトの成果を政策へ反映していく機能、②プロジェクトの運営を統括する機能〔合同調整委員会（Joint Coordination Committee：JCC）の上位機関〕を有する。

なお、プロジェクト開始後、1月27日「国家コミュニティー開発政策協議委員会」という名称で正式に発足した（設立に関する大臣令は付属資料 5．参照）。

2) 地方レベル

東部インドネシアを拠点に活動する CBO（約 20 団体）や各地の地方政府（州政府）が、パイロットプロジェクトの管理、運営に参加することとなる。

3) その他

個別の活動の指導、助言にあたっては、上記のほか、大学関係機関、プロジェクト専門家、JICA インドネシア事務所、在インドネシア日本国大使館により、JCC が設立され、定期的な会合を通じてプロジェクトの方向性等についての調整を行う。

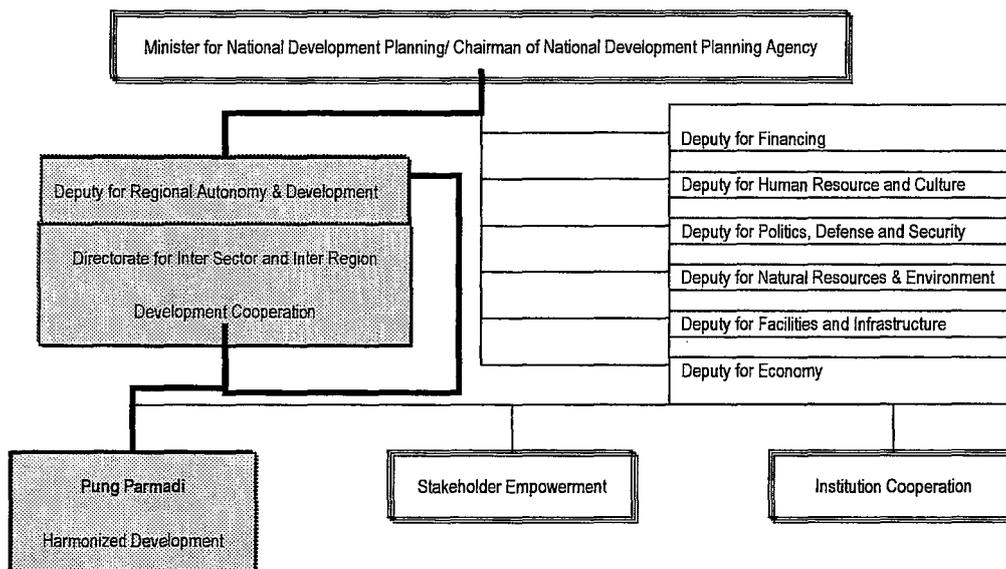


図 2 BAPPENAS 組織図

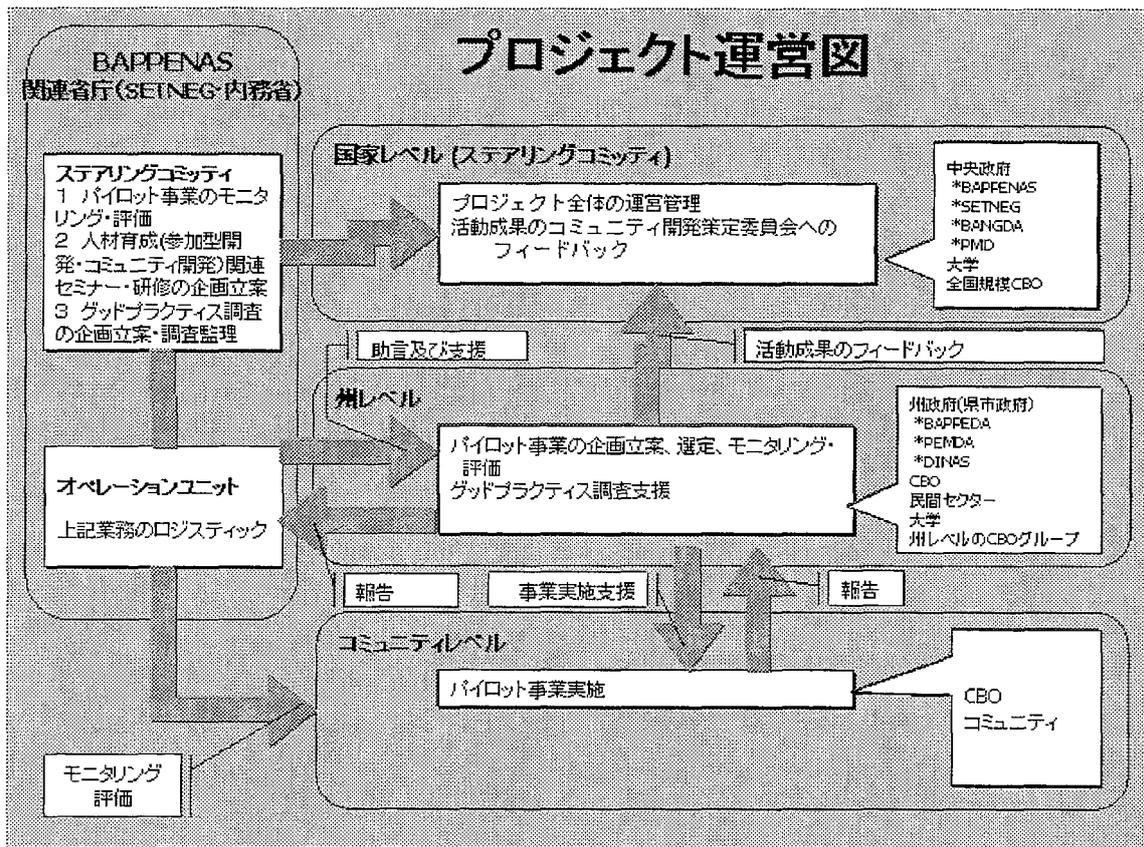


図3 プロジェクト運営図

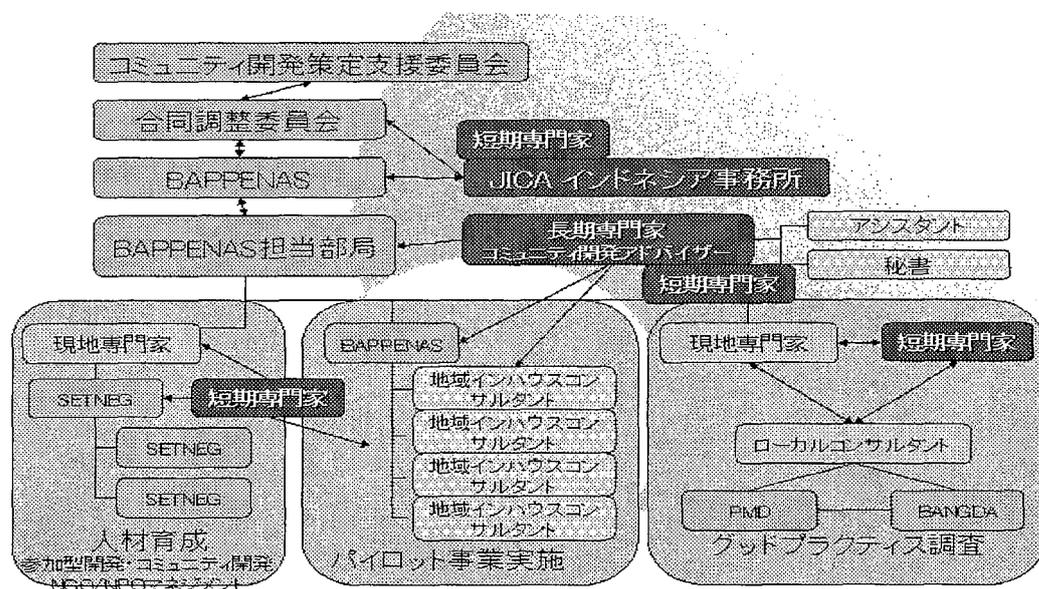


図4 プロジェクト組織図

(9) 投 入

〈日本側投入〉

- 1) 長期専門家は「コミュニティー開発アドバイザー」の1分野とし、必要に応じて、「コミュニティー開発政策」「参加型開発」「NGO・NPO マネージメント」「ファシリテーター育成」等の分野で短期専門家を派遣する。
- 2) 研修員は行政官対象、NGO 及び NPO を中心とする CBO 対象に分け、本邦研修に受け入れる。
- 3) 供与機材は、パイロット事業のモニタリング・評価、セミナー及び研修に必要な機材等、プロジェクト目標達成のために必要な機材を予算の範囲内で供与する。

〈インドネシア側投入〉

- 1) プロジェクト実施に必要な設備、建物の提供
- 2) プロジェクト活動の推進に必要な C / P の配置
- 3) プロジェクト運営実施予算の負担（パイロット事業経費）

第3章 プロジェクト実施上の留意点

(1) 政権交代及び地方分権

2004年度の大統領選挙による政権交代、地方分権関連2法（地方自治法：法律22号／1999年・中央地方財政均衡法：法律25号／1999年）及び中央省庁の組織改編等により、コミュニティー開発、住民組織（CBO）（NGO、NPOを含む）連携に関する関係機関の所掌が変化する可能性があり、注意を要する。

地方における開発計画、プロジェクト及びプログラム、地方財政に関する中央機関の所掌及び諸制度の変更を注視しながら、プロジェクトを実施していかなければならない。これらは、現時点で想定しているプロジェクト内の中央政府各省庁の役割分担、更に中央政府と州政府の連携、州政府と県市政府の関係、行政村とコミュニティー及びCBOとの関係等、プロジェクトで改善をめざしている各機関の連携の前提条件であり、これらに影響を及ぼすおそれがある。

ガイドラインやマニュアルの策定、研修モジュールなど、「形式知」としてプロジェクト成果を残すなどの、これらの影響を最小限に抑える工夫を行いつつ、実施中においても、関係機関の役割を見直すことも視野に入れることとする。

(2) プロセス型支援

本プロジェクトは、中央政府、地方政府、CBOが、各々の役割を再定義したうえで、パイロット事業実施に係る広報及び案件募集、審査、モニタリング、評価等の一連のプロセスを連携して実施していく。

これら一連のプロセスにより、「コミュニティー開発事業」における行政と住民組織の連携が構築され、改善されていき、ひいてはこれら活動の成果が中央、地方のコミュニティー開発政策へ反映されることを目標としている。このようないわゆるプロセスを通じた支援については、プロセスを忠実かつ適切に記録し、管理していく必要がある。特に本プロジェクトは、対象地域が10州に及び（パイロット事業対象地域は4州）、コミュニティーレベルから（行政）村、地方政府、中央政府まで情報が相互に流通する必要があり、各地域の多様性を残しつつ、評価・分析のため、一定の統一性をもった情報管理方法をプロジェクト内において確立する必要がある。

(3) パイロット事業非対象地域の取り扱い

本プロジェクトでは、パイロット事業対象地域以外の州もプロジェクト対象地域として、プロジェクトに参加することになっている。人材育成、グッドプラクティス調査に加え、パイ

ロット事業のモニタリング・評価に参加することにより、プロジェクト終了後、中央政府の支援により、今回の「コミュニティー開発事業モデル」形成及び試行を行うことにより、地域にあったモデルを形成、運用していくことが見込まれる。

また、このほか州によるモニタリング・評価は、地方間の健全な競争意識を醸成することも目的としている。地方分権化により、中央と地方の関係が必ずしも明確にはなっていない現状において、地方間の競争によって、健全な制度形成、運営を促進する試みがインドネシア国内で行われており、本プロジェクトもこれになったものである。

ただし、パイロット事業対象地域と非対象地域には、プロジェクト開始後、不公平感が芽生えるおそれもあり、非対象地域の意欲を維持し、プロジェクトに対して積極的な貢献が行われるよう、配慮する必要がある。

第 4 章 事前評価表

案件名：インドネシア共和国	市民社会の参加によるコミュニティー開発技術協力プロジェクト
対象国：インドネシア共和国	実施地域：東部インドネシア 10 州 南スラウェシ州、中部スラウェシ州、南東スラウェシ州、北スラウェシ州、ゴロンタロ州、西ヌサテンガラ州、東ヌサテンガラ州、マルク州、北マルク州、パプア州
実施予定期間：2004 年 1 月～2006 年 12 月（3 年間）	
1. プロジェクト要請の背景 インドネシアでは 1997 年のアジア通貨危機を契機に、急速に経済状況が悪化し、社会不安、貧困層の拡大を引き起こした（1998 年には経済成長率マイナス 13%）。1999 年には、34 年間に及ぶスハルト政権が崩壊し、アジア通貨危機の混乱からの回復に向けて新たな出発が始まり、2001 年には、メガワティ大統領が就任し、同大統領率いる新政権の下、憲法改正を含む改革と民主化に向けての具体的な国家開発への取り組みが開始された。 同時に民主化に向けたプロセスのなかで、インドネシアにおける開発のあり方や手法も、従来の中央政府主導のトップダウン型から、地方のイニシアティブを重視した地方分権型、更に住民参加を主体とするボトムアップ型の開発へと移行しつつあり、行政が実施する開発事業への NGO、NPO の参加が顕著に増えてきた。それまでのスハルト体制の下では、本来ボトムアップ型の開発を担う組織としての NGO、NPO は、「住民組織設立自由法」に基づき、設立は可能であったものの、政府が実施する開発事業に動員されたり、内務省（MOHA）による政治活動の取り締まりの対象であったり、主体的に活動する地位が確立されていなかった。 NGO、NPO の開発事業への参加を助長する背景として、各国ドナーの援助や支援の傾向が民主化・住民エンパワーメントに資する市民社会の構築に重点を置いた戦略へと変化していること、参加型コミュニティー開発の主流化や前述の通貨危機で実施されたソーシャル・セーフティネット（社会的弱者支援）・プログラムに積極的にインドネシア政府・ドナーが NGO、NPO を活用し、NGO、NPO も住民と行政の接点となって活躍したことが高く評価されていることなどが考えられる。 このような状況にかんがみ、インドネシアの国家開発計画法（PROPENAS：2000～2004 年、法律 25 号／2000 年）のなかで、行政、開発、社会サービスを推進する行政プロセス（計画、実施、モニタリング、評価、監督など）における、国内 NGO、NPO をはじめとする住民組織（Community Based Organization：CBO ³ ）の参加促進と、そのための住民組織の能力向上を推進する「NGO 組織強化プログラム」が法令化された。このプログラムの内容は、①地方の NGO 組織の政策分析、公共施設管理、財政管理、コミュニケーションの能力向上、②市民、NGO 組織、産業界、地方政府との意思疎通の促進、③大学やその他の機関との協力により政策の分析を推進し、組織体制の改革への参加メカニズムを確立しよう、というものである。 さらに、インドネシア政府は、2002 年 8 月に Yayasan 法（財団法、法律 16 号／2002 年）を制定し、開発事業の担い手としての NGO、NPO の行政における位置づけを明確にし、市民社会の参加による国家開発の実現に向けて取り組んでいる。しかし、Yayasan 法によって組織運営の健全化	

3. 本プロジェクトでは、インドネシア側との協議に基づき、NGO、NPO に限定せず、大学、研究機関、慣習組織、宗教組織を含む開発事業に携わる組織を対象として、「住民組織（CBO）」と総称することとした。

が求められ、更にソーシャル・セーフティーネット・プログラムのような短期緊急的なものから中長期的な開発アプローチがとられるようになり、NGO、NPOもこのような新たなニーズに対応する能力、体制が求められるようになったが、NGO、NPO等CBOの能力、組織力は必ずしも十分とはいえない。

政府の側においても、CBOの参加を促し、能力向上を促進する人材、能力は不足しており、両者間の連携、ネットワークも、制度的にも未発達であり、実態としても十分には機能していない状態にある。また、中央、地方を問わず、長い間のトップダウン型の開発体制の影響により、両者の間には信頼関係が十分には構築されていないため、政府側はこれらの住民レベルの活動及びニーズを把握できていない。さらに、中央政府による天然資源等の独占、中央主導による開発体制により、地方政府が中央政府に対する不信感を抱いてきたことから、地方政府から中央政府に地域の状況、情報が報告されることもなく、地方の住民組織のニーズ、事情が中央政府の政策やプロジェクト及びプログラムへ適切に反映されることはなかった。

こうした状況の下、JICAでは、アジア通貨危機後の状況を改善するための対応策として行われた開発福祉支援事業等〔これらNGO、NPOとの連携による事業をコミュニティー・エンパワーメント・プログラム（Community Empowerment Program：CEP）と総称している〕により、現地NGO、NPOと連携した住民参加型事業を実施しており、評価を得ていた。

インドネシア政府は、このようなJICAの活動に着目し、同様のプログラムを通じ、国内各地のCBOの対話により、それらCBOの参加及び連携のシステムを構築し、能力向上を目的とするプログラムを「市民社会の参加によるコミュニティー開発プロジェクト」として形成し、その取り組みを支援する技術協力プロジェクトを要請してきた。

2. 相手国実施機関

プロジェクト監督機関：国家開発企画庁（BAPPENAS）

プロジェクト実施機関：国家開発企画庁インターセクター地域開発協力局（KPSD）

プロジェクト関係機関：国家開発企画庁（BAPPENAS）

国家官房庁（SETNEG）

内務省地域開発総局（BANGDA）

内務省村落開発総局（PMD）

3. プロジェクトの概要及び達成目標

3-1 達成目標

3-1-1 プロジェクト終了時の達成目標（プロジェクト目標）

[目標]：「コミュニティー開発事業モデル（注1）」における、BAPPENAS及び関係機関、パイロット事業対象地方政府（注2）、プロジェクト関連CBOとの連携が改善される。

注1：コミュニティー開発事業モデル：JICAの実施してきたCEP及びインドネシアのコミュニティー開発事業を基に、「中央政府、地方政府、CBOの連携」を主眼に置き、プロジェクトで試行的に形成するコミュニティー開発事業モデル。コミュニティー開発事業における、案件形成・審査から評価・モニタリングの一連のプロセスにおいて、BAPPENASを中心とする中央政府、地方政府、CBOがどのように関与していくかについての制度の模範例。ただし、画一的に全地域同一モデルの形成をめざすのではなく、各地域のニーズ及び事情に応じた形のモデルとし、その形成及び改善プ

ロセスも含めたモデルとする。

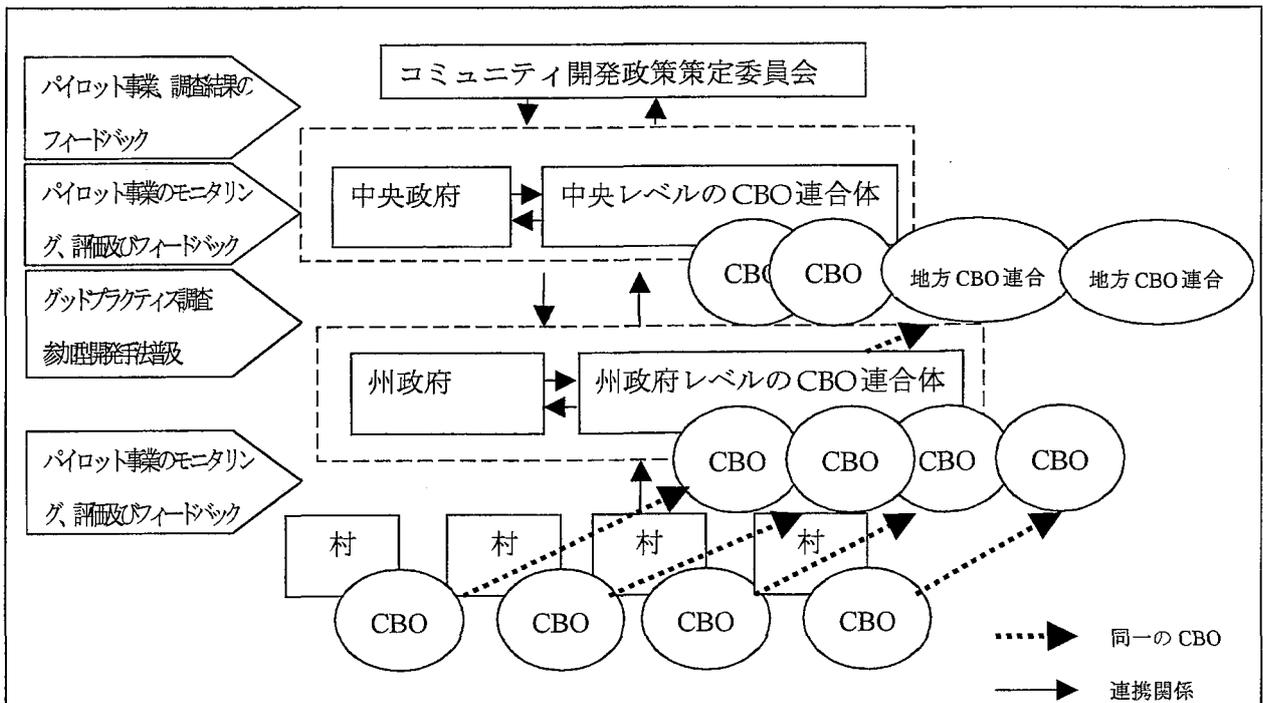
中央政府、地方政府、CBOが、各々の役割を再定義したうえで、パイロット事業において上記の一連のプロセスを共同で実施していくことにより、「コミュニティー開発事業」における行政とCBOの連携が構築され、改善されていくことを目標とする。また、CBOの参加型開発手法の改善、より幅広い事例に基づいて「モデル」を改善していくためのグッドプラクティス調査をパイロット事業実施に併せて実施する。

プロジェクト終了後は、パイロット事業対象地域では、構築された連携システムを通して、コミュニティー開発事業が運営される。また、対象地域外の州政府及びCBOも、パイロット事業のモニタリング、評価や参加型開発手法のセミナー、研修、参加型コミュニティー開発のグッドプラクティス調査等、本プロジェクトの実施プロセスに参加しているため、中央政府の支援により、地域に合ったモデルを形成、運用していくことが見込まれる。

この事業モデルには、以下の連携が含まれる。

- ・中央（BAPPENAS等中央省庁、全国レベルのCBO）と地方（州政府、州レベルのCBO）：中央（BAPPENAS等中央省庁、全国レベルのCBO）と地方（州政府、州レベルのCBO）とが連携し、州レベルの活動のモニタリング、評価、助言を通じ、両者間での情報共有及び対話、中央へのフィードバックを行っていくことで、地方のニーズに合ったコミュニティー開発事業運営が行われる。
- ・州とCBOの連携：州政府と州レベルのCBO（州で活動するCBOの連合体）が連携して、パイロット事業を実施する。
- ・村とCBOの連携：上記パイロット事業が実施されるサイトにおける、事業のファシリテーターとしてのCBO（単体：州レベルのCBOの構成員）と対象行政村との連携。

注2：パイロット事業実施地域：プロジェクト実施地域10州のうち4州を、地方政府及びCBOの能力、地域経済状況調査を基に、プロジェクト開始後、決定する。残りの6州は、参加型開発手法の研修及びセミナー、同パイロット事業のモニタリング及び評価、コミュニティー開発事業の事例調査に参加する。



プロジェクト概念図

- [指標]：(1) 4つのパイロット事業対象州におけるコミュニティー開発事業モデルの改善
 [モデル改善内容は、モデル実施のためのガイドライン、マニュアル等関連文書(注3)に反映される]
- (2) 政府(中央政府、パイロット事業対象州政府)とCBOの連携状況の改善
 (コミュニティー開発フォーラムのような政府とCBOが連携する組織体の形成等、コミュニティー開発事業を実施する際の両者の連携がより恒常的なものとなる)(注4)

注3：ガイドライン、マニュアル等関連文書：上記事業モデル実施のために試作されるガイドライン(事業モデルの目的、方針、概要を記載)、マニュアル(実際のパイロット事業運営のための実施要領)。地域によって、新規に策定する場合と既存のものを改訂する場合がある。事業の基本方針を示す最上位の文書として、中央レベルでは、プロジェクト終了時点で、国家レベルのコミュニティー開発関連政策(既存文書としては“Community Development Strategy”がある)の改善提言を行い、地方レベルでは、各州政府の関連政策の改善提言を想定している(地方レベルでは、各種のコミュニティー開発関連の公文書があるため、プロジェクト開始後精査していく予定)。

注4：両者の連携が恒常化するという意味のなかには、組織体の形成又は制度化(institutionalization)することも含まれる。しかし、事前の調査の結果、制度化をプロジェクト目標の指標として設定した場合、インドネシア側プロジェクト関係者が組織化ありき、更に官主導の組織形成を想定してしまいがちであったため、組織体形成及び制度化そのものは指標としないこととした。

3-1-2 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）

[目標]：参加型のコミュニティー開発の政策及びプロジェクト、プログラム（注5）が形成、実施される。（注6）

[指標]：(1) 参加型によって形成されたコミュニティー開発政策及びプロジェクト、プログラムの数
(2) 上記形成及び実施プロセスの評価

注5：プロジェクト、プログラム：実際に実施される参加型コミュニティー開発事業。インドネシアではプログラムは複数のプロジェクトを含むものであり、両方を併記することとした。

注6：本プロジェクトを通じ、「中央政府、地方政府、CBOの連携」の改善された「コミュニティー開発事業モデル」が定着することにより、住民のニーズ、実情をCBOが把握し、地方政府、更に中央政府の行政プロセスへ関与して、意見表明して機会が拡大していくことが想定されている（政府側からすると、参加の機会を設け、意見聴聞する）。この結果、コミュニティー開発分野の政策、プロジェクト及びプログラムが参加型で形成されることとなる。

3-2 成果（アウトプット）と主な活動

上記の目標を達成するために以下のような成果をめざした活動を行う。

成果1 「BAPPENAS及び関連中央行政機関、地方政府、CBOのコミュニティー開発における参加型開発手法が改善される」

活動1-1 BAPPENAS及び関連中央行政機関、パイロット事業対象地方政府、CBOの人員に対し、参加型手法のセミナー、ワークショップを実施する。

活動1-2 BAPPENAS及び関連中央行政機関、パイロット事業対象（注7）地方政府、CBOの人員に対し、（JICAで実施された）CEP及びその他のコミュニティー開発関連プロジェクトについての理解を促進する。

成果2 「CEP及びインドネシア政府が実施しているコミュニティー開発事業を基に、『コミュニティー開発事業モデル』が試作され、共同で実施される」

活動2-1 「コミュニティー開発事業モデル」のパイロット事業実施のための準備

活動2-1-1 「コミュニティー開発事業モデル」形成のための基礎調査を行う。

活動2-1-2 「コミュニティー開発事業モデル」のパイロット事業を形成する。

活動2-1-3 事業実施に必要なガイドライン及びマニュアルを作成する。

活動2-1-4 上記事業に関する説明及び広報のためのセミナー、ワークショップを開催する。

活動2-1-5 関係者に対するパイロット事業の広報活動を行う。

活動2-2 上記事業モデルに基づくパイロット事業の実施（案件形成、選定からモニタリング、評価までを含む）

活動2-2-1 パイロット事業を実施する。

活動2-2-2 パイロット事業の実施に必要なセミナー、トレーニング及びワークショップを開催する。

活動2-2-3 パイロット事業のモニタリング、評価を実施する。

活動2-3 パイロット事業の検証と修正

活動2-3-1 パイロット事業の結果を評価する。

活動2-3-2 評価結果に基づき、ガイドライン、マニュアルを含む上記モデルを修正する。

成果3 「インドネシア東部10州におけるコミュニティー開発事業のグッドプラクティスが蓄積される」

活動3-1 上記パイロット事業の実施を通じて蓄積されたグッドプラクティス及びモデルを分析する。

活動3-2 他ドナーを含む他の関連プロジェクトのグッドプラクティス（注8）及びモデルを調査、分析する。

活動3-3 上記分析結果をコミュニティー開発政策、プロジェクト、プログラムへフィードバックする。

活動3-4 本プロジェクト終了後のモデルの活用に向けての戦略策定について助言を行う。

注7：パイロット事業：「コミュニティー開発事業モデル」を具体的に実施するパイロット事業。各パイロットプロジェクト州で、3、4件実施する（小規模のパイロット事業は、1件当たり1、2行政村、州レベルの比較的大規模なものは、3、4村を対象としたものを想定）。分野は、基礎教育、基礎保健、生計向上、基礎生活基盤整備（簡易なインフラ）を対象とする。

注8：グッドプラクティス：参加型開発手法、CBOと政府の連携に関し、先例的な事例を有するコミュニティー開発事業。

3-3 投入予定

3-3-1 日本側投入

〈専門家派遣〉

・長期専門家：1人／年

コミュニティー開発

・短期専門家：3～5人／年

コミュニティー開発政策

ファシリテーター育成

参加型開発

NPO マネージメント ほか

〈研修員受入れ〉

・年間若干名

NGO マネージメント

参加型手法

〈機材供与〉

・専門家の活動に必要な機材

〈ローカルコスト〉

・現地国内研修、セミナー（参加型、コミュニティー開発など）

・パイロット事業経費 約3.0億円

3-3-2 インドネシア側投入

〈人 員〉

1) プロジェクトディレクター（BAPPENAS - 地方分権・地域開発担当副大臣）

2) プロジェクトマネージャー 1名

3) プロジェクトコーディネーター 3名

4) 地方プロジェクトマネージャー、地方プロジェクトコーディネーター

a) 地方政府〔州開発計画局（BAPPEDA）又は州政府〕

b) 住民組織（CBO）

5) プロジェクトアシスタント

6) 秘 書

7) 運転手

〈施 設〉

ジャカルタ中央事務所、セミナー・研修施設

地方パイロット事業事務所等

〈ローカルコスト〉

パイロット事業費・研修・セミナー経費、運営管理費等

3-4 実施体制

BAPPENASの地方分権・地域開発担当副大臣がプロジェクトの総括責任者（プロジェクトディレクター）としてプロジェクトに係る全責任をもつ。また、本プロジェクトの実施にあたっては、BAPPENASは、コミュニティー開発に関連する省庁からなるプロジェクトユニットを設立している。具体的には、CBO（NGO）及び対外援助窓口機関であるSETNEG、地方分権化の推進及び地域開発及びコミュニティー開発の実施機関であるBANGDA、PMDを含めた協力体制を構築することとなった。

地方では、東部インドネシアを拠点に活動するCBO（約20団体）や各地の地方政府（州政府）が、パイロットプロジェクトの管理、運営に参加することとなる。

さらに、プロジェクトの上位機関としては、プロジェクトの成果を国家政策へ反映させるため、BAPPENAS長官が、プロジェクト開始に合わせて、BAPPENAS及びSETNEGの副大臣

(副長官)、PMD 及び BANGDA の総局長によって構成される「コミュニティー開発政策策定支援委員会」を発足する予定である。この委員会は、①プロジェクトの成果を政策へ反映していく機能、②プロジェクトの運営を統括する機能〔合同調整委員会（Joint Coordination Committee：JCC）の上位機関〕を有する。

また、個別の活動の指導、助言にあたっては、上記のほか、大学関係機関、プロジェクト専門家、JICA インドネシア事務所、在インドネシア日本国大使館により、JCC が設立され、定期的な会合を通じてプロジェクトの方向性等についての調整を行う。

4. 評価結果（実施決定理由）

以下の視点からプロジェクトを評価した結果、協力をを行うことは必要かつ妥当と判断される。

(1) 妥当性

- ・ インドネシアでは、PROPENAS に「NGO 組織強化プログラム」「住民組織強化プログラム」「貧困層エンパワーメントプログラム」が定められているとおり、中央政府、地方政府の各レベルにおいて、市民社会との連携、そのための NGO を主とする住民組織の強化が国家的な課題となっている。
- ・ また、BAPPENAS は、PROPENAS、貧困削減戦略（PRSP）等において、CEP（コミュニティー開発を含む）分野での国家開発計画及び政策策定及び関係機関の調整の責任を有しており、本プロジェクトの成果を 2005 年からの「National Development Dialogue（仮称）」に反映する予定である。
- ・ JICA の国別事業実施計画においても、「住民の組織化を通じたコミュニティーエンパワーメント」を重要課題と位置づけており、こうした CBO と中央政府、地方政府の連携の強化、行政プロセスへの参加促進はグッドガバナンスへの支援として位置づけられている。
- ・ プロジェクト対象地域とする東部インドネシアは、かつてのジャワ島中心の開発体制の影響で、特に貧困層が多く、インドネシアの開発の重点地域であり、特にコミュニティーレベルの開発事業の必要性が高い。
- ・ 本プロジェクトは、プロジェクト形成及び計画段階より、BAPPENAS その他中央政府だけではなく、地方政府や CBO が幅広く参画し、数多くの関係者のニーズを反映したものとなっている。
- ・ 本プロジェクトでは、地方の状況を熟知した CBO が事業の中心となり、地方政府と連携して、パイロット事業を形成、実施し、その活動が中央政府にフィードバックされていくことにより、コミュニティー開発事業が実施される体制づくりを行う。このような連携して事業を実施するモデルが定着し、住民レベルで実施されている開発事業の実態、その前提となる住民の実情及びニーズが、地方政府、更に「コミュニティー開発政策策定委員会」に蓄積され、コミュニティー開発分野の政策に反映されることとなっている。
- ・ 住民のニーズをよりよくみ取ることができるよう、参加型開発手法のトレーニング等により、CBO の能力強化を行う。さらに、パイロット事業だけでなく、より多くの事例が蓄積されるよう、グッドプラクティス調査を実施する。

(2) 有効性

- ・ 本プロジェクトの実施にあたり、BAPPENAS 大臣令に基づき、「コミュニティー開発政策策定支援委員会」の設立準備を進めるなど、国家全体としてプロジェクトを実施する体制を

整備している。

- ・プロジェクトの計画策定段階より、地方政府、CBOが参加しているため、プロジェクトに対する理解が高く、特にCEPの経験が豊富なCBOも参加していることから、プロジェクトを円滑に実施できる可能性が高い。
- ・JICAで実施してきたCEP及びインドネシアでのコミュニティー開発事業を基本とし、更に本プロジェクト計画策定段階に実施した地域状況調査を基に、各地域の地方政府、CBOの能力及び体制に応じたモデルを開発、実施することとしているが、これはプロジェクト目標の達成に有効と考えられる。
- ・プロジェクトにて実施する4州でのパイロット事業以外にも、対象全10州においてインドネシア側で実施されているコミュニティー開発事業の事例調査を実施することにより、一層幅広い視野に基づいたモデル形成が可能となる。

(3) 効率性

- ・JICAが実施してきたCEP、スラウェシ貧困村落開発プロジェクトや研修事業への参加経験を有する人材が、本プロジェクトの案件形成及び計画策定に多く参加しており、プロジェクトの活動にもリソースパーソンとして連携することが予定されているなど、これまでの経験、ノウハウ及び人的ネットワークを活用できる。その他、インドネシア国内の有識者からの支援も予定されており、我が国からの人材投入を最小限に抑え、費用対効果の高いプロジェクトとなっている。
- ・パイロット事業に関しては、プロジェクト対象地域のCBO、地方政府が参加し、主体的に活動するシステムとすることから、JICAによる人材投入は、モニタリング、評価等の最小限の分野に抑えることが期待される。
- ・パイロット事業費はインドネシア側と共同負担することとなっており、日本側の投入を最小限に抑えることとなっている。

(4) インパクト

- ・本プロジェクトでは、その発掘、計画策定段階より、NGO、NPOを含む地方のCBOと協働していることから、事業を通じてBAPPENASを中心とする中央官庁、地方政府とCBOとの更なる連携ネットワークの構築に貢献することが期待される。
- ・これらの中央官庁、地方政府とCBOのネットワークの構築、連携の改善により、CBOを通じて住民のニーズ、実情が行政に反映され、コミュニティー開発事業が一層これらのニーズ、実情を反映して計画、実施されることが期待される。
- ・プロジェクトを通じて改善された「モデル」は、BAPPENAS長官の大臣令に基づき設置される「コミュニティー開発政策策定委員会」を通じ、国家レベルの政策へ提言することが予定されていることから、プロジェクトの成果がインドネシア国内NGO、CBOの活動を助長することが期待される。

(5) 自立発展性

- ・本プロジェクトの実施にあたり、インドネシア政府は2003、2004年度の予算措置を行っており、本プロジェクトをBAPPENASの所掌事業として確立する計画があり、国家開発予算配分

(APBN) への予算化(予算項目としての確立)が進められているため、事業終了後も継続的な事業の実施を念頭に置いた準備が進められている。

- ・本プロジェクトに参加するCBO、地方行政には、事業実施中及び終了後も独自に事業を展開することを条件づけており、既に地方開発予算配分(APBD)を確保していることをパイロット事業実施対象地域の選定基準としているため、プロジェクト終了後においても事業が継続されるような「コミュニティ開発事業モデル」を形成することとする。

5. 外部要因リスク(外部条件)

- ・コミュニティ開発分野で、CBOが活動、存続できる(政策、制度に変化が生じない。NPO法が廃止とならない)。
- ・コミュニティレベルを含めて、対象地域で治安悪化、社会不安が発生しない。
- ・2004年度の大統領選挙による政権交代、地方分権関連2法(地方自治法：法律22号/1999年・中央地方財政均衡法：法律25号/1999年)及び中央省庁の組織改編等により、コミュニティ開発、CBO(NGO、NPOを含む)連携に関する関係機関の所掌が大きく変化しない。

6. 今後の評価計画(中間評価、終了時評価の実施時期)

中間時点(開始後1.5年)、終了時点(終了の半年前)、及び終了後1～3年後に評価を実施する。